

要 望 書

— 道路の整備および維持管理に関する要望 —

令和元年6月

宮崎県市議会議長会

要 望 書

この要望書は、宮崎県市議会議長会において、9市議会議長の総意により採択したものである。

これらの事項は、いずれも宮崎県内各都市の発展のため、欠くことのできない喫緊の課題である。

については課題解決のため、なお一層の配慮を要望するものである。

令和元年6月

宮崎県市議会議長会 会長 中 川 義 行



宮崎市議会議長	中 川 義 行
都城市議会議長	榎 木 智 幸
延岡市議会議長	松 田 和 己
日南市議会議長	濱 中 武 紀
小林市議会議長	坂 下 春 則
日向市議会議長	黒 木 高 広
串間市議会議長	中 村 利 春
西都市議会議長	中 武 邦 美
えびの市議会議長	上 原 康 雄

目 次

No.	要 望 事 項 件 名	頁
1	道路整備の推進及び適切な維持管理のための財源確保について	1
2	東九州自動車道の整備促進について	2
3	九州中央自動車道の整備促進について	4
4	地域高規格道路の早期整備について	6
5	国道220号の直轄管理の継続及び抜本的な整備について	7

1 道路整備の推進及び適切な維持管理の ための財源確保について

人口減少社会に直面する地方にあって、活力ある地域社会を形成し、真に豊かで潤いのある生活の実現を図るうえで最も重要な課題は、産業、経済、観光、文化の振興、地域医療の充実など、あらゆる面において持続的な「ストック効果」をもたらす道路網の整備である。

しかしながら地方の道路は、質、量ともに十分ではない。とりわけ本県においては、広範な県土を抱え、地理的条件も厳しいうえに公共交通機能も脆弱であることから、道路交通への依存度が極めて高い状況にある。そのため東九州自動車道など高規格幹線道路をはじめ、国道、県道、市町村道に至る道路ネットワークの整備を促進し「県内一時間構想」を早期に実現することが、県民の切実な願いとなっている。

については、下記の事項について積極的に取組まれるよう、強く要望する。

記

- 1 県民の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策への支援を保ちつつ、地方が真に必要な道路を整備するための予算を安定的に確保すること。
- 2 道路整備の遅れている地方の実情を踏まえ、重点的に予算を配分すること。
- 3 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設すること。
- 4 防災・減災、国土強靱化のための予算を令和3年度以降も継続して別枠として確保すること。

2 東九州自動車道の整備促進について

東九州自動車道は、東九州地域の海岸部を南北に縦貫し、空港、重要港湾その他物流拠点を結ぶネットワークとして、また、九州縦貫自動車道等と一体となって広域観光周遊ルートを形成するなど、本地域の経済、産業、文化等の発展のみならず、九州地域の総合的発展にとって欠くことのできない極めて重要な路線である。

平成28年4月、北九州市から宮崎市までの約300kmが高速自動車道で結ばれた。現在、2車線区間の安全上の指摘がされているが、今後、県境を越えた各地域のさらなる活性化が大いに期待される場所である。

しかしながら残る「清武南～日南北郷」間の開通予定年度は正式に公表されておらず、国道220号油津・夏井道路「油津（仮称）～南郷（仮称）」、「奈留（仮称）～夏井（仮称）」間については、先般、事業化が決定したものの、「南郷（仮称）～奈留（仮称）」間が未だ事業化されていない。

現在、東九州自動車道における総延長約436kmのうち、360km（約83%）が開通している。しかしながら、宮崎県内延長約187kmのうち、137km（約73%）しか開通しておらず、東九州地域の一体かつ広域の地域間交流による九州地域全体の発展のためには、残り27%にあたる九州南部区間の整備が必要不可欠である。

高速道路は、ネットワークが形成されてはじめて機能を十分に発揮する。県民の長年の悲願である東九州自動車道の早期の全線整備を図り、国民の安全・安心につながる国土強靱化を推進するため、下記の事項について、積極的に取組まれるよう強く要望する。

記

- 1 未事業化区間「南郷（仮称）～奈留（仮称）」間の早期事業化を図ること。

- 2 新規事業化区間「油津（仮称）～南郷（仮称）」、「奈留（仮称）～夏井（仮称）」間の早期完成を図ること。
- 3 整備中区間「清武南～日南北郷」、「日南東郷～油津（仮称）」、「夏井（仮称）～鹿屋串良」間の安定的な予算確保及び早期完成を図ること。
このうち、「清武南～日南北郷」間については、開通予定年度を早期に公表すること。
- 4 2車線区間の4車線化を検討し、早期実現を図ること。
また、4車線化実現までの措置として、さしあたり2車線区間の安全対策の強化を図ること。
- 5 事業中・計画中の東九州自動車道とアクセス道路等を重要物流道路へ指定すること。

3 九州中央自動車道の整備促進について

九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）は、九州の中央部を東西に横断し、東九州自動車道、九州縦貫自動車道と連携する循環型高速交通網を構成する道路として、九州中央自動車道沿線地域や東九州地域の経済、産業、文化等の発展にとって欠くことのできない極めて重要な路線である。また、地域の自立ある発展のみならず多軸型国土の形成を図り、九州の一体的発展を期するためには、本路線の早期完成が極めて重要であり、喫緊の課題となっている。

現在、九州中央自動車道では、新直轄区間「山都中島西～矢部（仮称）」間、国道218号高千穂日之影道路「日之影深角～平底」間の整備が順調に進捗しており、また、「蘇陽～五ヶ瀬～高千穂」間においても計画段階評価が完了し、平成30年度に国道218号五ヶ瀬高千穂道路「五ヶ瀬東（仮称）～高千穂（仮称）」が新規に事業化されたところである。さらに「小池高山～山都中島西」間、「雲海橋～日之影深角」間が開通したことから、総延長約95kmのうち、28.5km（約30%）が開通したことになり、地域経済の更なる活性化が期待される場所である。

しかしながら、「矢部（仮称）～五ヶ瀬東（仮称）」間、「高千穂（仮称）～雲海橋」間及び「平底～蔵田」間は未事業化区間となっており、沿線住民や関係者は強い危機感を抱いている。

九州中央自動車道の整備は、新たな観光周遊ルートの形成、豊かな農林水産物の販路拡大、地域医療の充実、災害時の代替ルートの確保等、様々なストック効果をもたらすものであり、熊本地震においては道路が各地で寸断され、九州の東西を結ぶ支援ルートとなる本路線の重要性が改めて認識されたところである。

については、地域住民の長年の悲願である九州中央自動車道の早期完成を図るため、下記の事項について、早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 「蘇陽（仮称）～五ヶ瀬東（仮称）」間、「高千穂（仮称）～雲海橋」間の早期事業化を図ること。
- 2 「矢部（仮称）～蘇陽（仮称）」間、「平底～蔵田」間の計画段階評価の早期着手を図ること。
- 3 整備中区間「山都中島西～矢部（仮称）」間、「日之影深角～平底」間の開通予定年度を公表し、早期完成を図ること。

- 4 新規事業化区間「五ヶ瀬東（仮称）～高千穂（仮称）」間の事業推進を図ること。

4 地域高規格道路の早期整備について

地域高規格道路は、高規格幹線道路と一体となって地域構造を強化する役割を担っている。今後の人口減少・超高齢社会において、地域や拠点を効率的につなぐ道路ネットワークの構築は、「ストック効果」の拡大の面からも必要不可欠である。

都城志布志道路は、平成30年2月に宮崎県の区間である梅北IC～金御岳IC区間及び3月に鹿児島県の区間である有明北IC～伊崎田IC～有明東IC区間の計3区間が、平成31年3月には国の直轄区間である横市IC～平塚IC区間が開通した。

また、令和2年度には県境区間である金御岳IC～末吉IC区間及び有明東IC～志布志IC(仮称)区間が供用開始予定として公表され、さらに令和3年度には、国の直轄区間である乙房IC(仮称)～横市IC区間が供用開始予定として公表されたところである。

このように、各所で整備が進められているものの、本県の高速度交通ネットワークの整備は未だ遅れている状況にあり、近年の高速化時代の中で、産業、経済、観光等県土の均衡ある発展と地域経済浮揚を図るためには、東九州自動車道など高規格幹線道路の整備促進とともに、地域高規格道路の早期整備を図ることが、喫緊の課題となっている。

このことを踏まえ、下記の事項について積極的に取組まれるよう強く要望する。

記

- 1 「計画路線」都城志布志道路の国道10号都城道路の早期全線開通及び未供用区間の供用開始時期の公表を図ること。
- 2 都城志布志道路を重要物流道路へ指定すること。
- 3 宮崎県内の道路ネットワーク強化に向けた重要物流道路の更なる指定を行うこと。

5 国道220号の直轄管理の継続及び 抜本的な整備について

国道220号は、宮崎市を起点に日南市、串間市を経て鹿児島県霧島市に至る沿線住民の生活道路であるとともに、沿線には宮崎空港、重要港湾などの物流拠点や日南海岸国定公園などのわが国有数の観光リゾート地域が点在する観光及び産業の基幹ルートである。

しかしながら、国道220号の沿線は、軟弱でもろい岩質の急峻な山々であることから、その維持管理にあたっては大規模な投資や高度な技術力が必要とされる。また連続雨量が170mmに達すると通行が規制される区間が点在しているため、防災対策が緊急の課題となっている。

現在、国道220号の防災対策は「国道220号日南防災（北区間）」として事業が推進されているが、残る「宮浦～風田」間11.2kmについても実効性のある防災対策が早期に実施されることを大いに期待しているところである。

ついでには、頻発する風水害、土砂災害に対する防災、減災対策を促進し、沿線住民の日常生活における安全性と利便性の確保を図るとともに、国道220号が南九州はもとより、国土全体の骨格の一部を形成する極めて重要な路線であることを踏まえ、下記の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国道220号の現在の管理水準を堅持し、災害に強い交通網確保のため、管理を地方に移管することなく、引続き直轄国道として管理を継続すること。
- 2 直轄国道としての管理の継続・強化のため、国道事務所や出張所の人員確保や増員など体制強化を図ること。
- 3 国道220号の防災対策について継続的に所要予算を確保し、日南防災（北区間）「内海～富士」間の早期完成を図ること。
また（仮称南区間）「宮浦～風田」間の防災対策の早期の着手及び完成を図ること。